

県内事業者の
皆様へ

5月31日申請受付スタート!

【申請期限】令和3年9月30日

コロナ禍打破特別応援金

今後の事業継続の支援を目的に、事業全般に広く使える応援金を支給します。

<対象者>

県内中小企業など（個人事業者含む）

飲食、宿泊・観光、小売、交通、健康・美容サービスをはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた業種を幅広く対象とします。

【事業継続支援】

<応援金>

売上規模に応じて一事業者あたり

20万円～40万円

売上規模(月平均)	交付額
20万円以上50万円未満	20万円
50万円以上200万円未満	30万円
200万円以上	40万円

<要件>

事業収入（売上）が

30%以上減少

していること

※さらに、「新型コロナウイルス安心対策認証店」を取得している場合、

認証店加算分として**店舗数×10万円**加算!

【新規創業支援】

<応援金>

一事業者あたり

10万円

<要件>

令和2年4月1日から

令和3年5月24日までに**新規創業**し、

事業継続期間が**3か月以上**あること

* 第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援金等とも併用可能です。

(第四波応援金については(<https://www.pref.tottori.lg.jp/297104.htm>)をご覧ください。) →



申請に関する問い合わせ・申請先は、以下の専用コールセンター・メールアドレスまで

コロナ禍打破特別応援金コールセンター（商工労働部内）：TEL 0857-26-7971

開設時間 8:30～17:15 * 土日祝日も対応します。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

メールアドレス：shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

ファクシミリ：0857-26-8114



詳しくは、次のURLをご覧ください。
<http://www.pref.tottori.lg.jp/297707.htm>

	1. 事業継続支援	2. 新規創業支援
対象事業者	飲食、宿泊・観光、交通をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受け、以下のすべてに該当する事業者。 令和3年1月から5月までの間で、任意の3か月の事業収入の平均額が、前年又は前々年の同平均額と比較して30%以上減少していること	令和2年4月1日から令和3年5月24日までに新規創業し、以下のすべてに該当する事業者。 法人設立又は個人事業の開業届出により新規創業した後、事業継続期間が3か月以上あること
(共通)	- 鳥取県内に事業所を有する県内中小企業等 - 雇用を維持する意思があること - 新しい生活様式のガイドラインへの対応や、新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、新型コロナウイルスからの回復後を見据えた事業継続をめざしていること	
申請書類	申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて、提出してください。 - 減収の比較を行う年(前年又は前々年)の月ごとの売上状況が確認できる書類等の写し - 対象月の売上が確認できる書類等の写し - 宣誓・同意書(様式第2号)	申請書(様式第3号)に下記の書類を添えて、提出してください。 - 法人の履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届出書の写し - 新規創業後に3か月以上事業継続があることを示す書類(撮影日付のある店舗等の外観・内観写真、商品・サービスの一覧表、店舗等の賃貸借契約または登記簿の写し、売上台帳、発注・外注票 など) - 取引先情報一覧表(様式第4号) - 宣誓・同意書(様式第5号)
(共通)	- 振込先の銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)を確認できる書類等の写し - 本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)※個人事業主のみ	
申請方法	郵送、電子申請、ファクシミリ	

コロナ禍打破特別応援金 Q&A

**オンライン申請
もできます。**



Q. 給付された給付金の使い方に制限はありますか？

A 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q. 国、県、市町村の給付金等との併給は可能ですか？

A 第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援金をはじめ、他の給付金、補助金等との併用は可能です。なお、他の給付金等に申請されている場合も、支給要件が異なりますので、添付資料は再度提出していただく必要があります。

Q. 事業継続支援応援金の場合、減収比較はどのように行うか？

A 令和3年1月から5月までの間で、任意の3か月の事業収入(売り上げ)額と、前年又は前々年の対応する3か月間の同平均額を比較します。例えば、令和3年の1月、2月、4月の3か月間の事業収入平均額と、令和2年の1月、2月、4月の3か月間の事業収入平均額を比較します。

Q. 認証店加算について教えてほしい。

A 事業継続の事業主の場合、新型コロナ安心対策認証店の認証済店舗数に応じて、認証店1店舗あたり10万円加算して支給するものです。応援金申請時点で認証済みの場合は、売上規模に応じた応援金支給額に認証店加算分もあわせて支給します。なお、応援金申請時点で認証店申請中の場合は、認証が確認できた段階で追加支給する予定です。



「新型コロナ安心対策認証店」についてはこちら↑

Q. 支給決定を通知する書面や郵送物がありますか？

A ありません。応援金の指定口座への振込をもって支給完了としますのでご確認ください。

故意による不正受給を図った場合は詐欺罪に問われることがあります。

故意による不正受給を図った場合は詐欺罪に問われることがあります。

実態と異なる書類を偽造して提出し、応援金を受けようとすることは、不正受給行為に当たります。

このような不正受給行為は、書類の偽造により公金を詐取しようとする犯罪(詐欺罪、刑法246条)に当たりますので、絶対にやめてください。